

Title	古代中国の民間医療(二)：「山海経」の研究
Sub Title	On the origin of the medications in ancient China (II) : researches on the "Shan-hai-ching" (山海経)
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.3 (1970. 12) ,p.17(411)- 33(427)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19701200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代中国の民間医療(二)

——「山海経」の研究——

伊 藤 清 司

第二節 動物的呪薬

痺(虚劳)の呪薬

謹の毛皮

病氣予防または治療の目的で、古代中国のひとつとびとが身体に帯びた呪薬は植物のそれに限ったわけではない。翼望山に棲む謹という名の獣の毛皮は、邪氣・悪霊を払い、心身の消耗衰弱に効果があるとして、これを着用する習俗があったらしいことが「山海経」に誌されている。

翼望ノ山……獣有リ 其ノ状ハ狸ノ如シ……名ヲ謹ト曰ウ 其ノ音ハ百声ヲ**𦏧**ウガ如シ 是レ以ッテ凶ヲ禦グ可シ 之レヲ服スレバ痺ヲ已ム
西山経次三

郝懿行は、右の文中にある𦏧の字は、「説文」にみえる𦏧の譌字であろう。「百声ヲ𦏧ウ」声とは、従って他を庄するかまびすしい音・騒音を表現したものとみている。⁽⁶⁰⁾ところで、謹という文字は本来、喧噪の意味をもつ。⁽⁶¹⁾とするならば、翼望山のこの獣に与えられた謹という名(「太平御覧」に引く文では、**謹謹**⁽⁶²⁾)は、そのかまびすしい啼き声に由来したもの

であると推測される。⁽⁶³⁾そして、おそらく、その耳を聳せんばかりのわめき声が、邪気・悪霊を退散させる威力をもつものとされていたにちがいない。

この翼望山の謹とよく似た動物が、謹明山や陰山の山中にも棲んでいた。これらは同じく魑魅のたぐいを禦ぐものと信じられていた。その獣について、まず北山経に、

謹明ノ山……獣有り 其ノ状ハ貍ノ如クニシテ赤キ豪アリ^{アラゲ} 其ノ音ハ榴榴ノ如シ 名ヲ孟槐ト曰ウ 以ッテ凶ヲ禦グ可シ

北山経次一

とあり、また西山経には、

陰山……獣有り 其ノ状ハ貍ノ如クニシテ而カモ白キ首ナリ 名ヲ天狗ト曰ウ 其ノ音ハ榴榴ノ如シ 以ッテ凶ヲ禦グ可シ

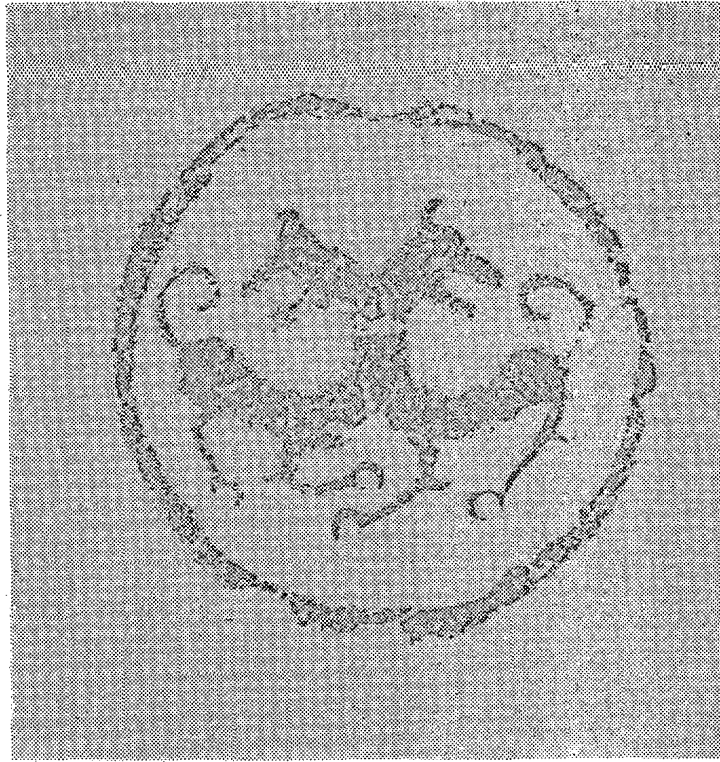
西山経次三

と誌されてある。これによれば、孟槐と天狗とは謹と同じく、その吼えたてる声かけたたましく、それにおののき怖れて、凶鬼も退散するものと信じられていたのであろう。この三者は同一の獣ではないが、しかし、全く異なった眷族の動物でもないらしい。というのは、陰山の天狗について「太平御覧」に、右の西山経の文が引かれているが、その一書に、この獣の姿が「狗ノ如シ」という。⁽⁶⁴⁾ 狗に似るから天狗というよび名がついたわけで、この一書の文の方が、理屈に叶っている。また、「爾雅」の絜獸に、

狼ハ牡ヲ獾、牝ヲ狼。

とよぶといわれ、さらに、獾の姿はあたかも家狗のようで、喙が尖り、脚が短いと描写されている。⁽⁶⁵⁾ 蜀地方の方言で、獾を天狗とよぶ伝統のあることは、それが明の李時珍の提示する資料ではあっても、獾と天狗の關係を示唆するデータである。⁽⁶²⁾ このようにみてくると、獾(謹)と天狗と、そしておそらく、「其ノ状ハ貍ノ如シ」と形容される孟槐も、犬狼系統

の四足獣のイメージがつよい。従って、西山経・翼望山の譚はその属性の一つとして、「一目ニシテ而カモ三尾ナリ」と描写されているが、それはこの山の獣を神秘化し、伝説的色彩を施しているのであって、もともと、ヤマイヌ・オオカミのたぐいの山獣が母胎となっているものにちがいない。



第一図 秦瓦当上の双獾紋

先年、「山海経」の地域区分からいえば、まさしく西山経に包含される陝西省鳳翔県南八里堡の秦大鄭宮の遺跡から、譚の実相をうかがいしる上に、まことに恰好な一資料が出土した。そこで発掘された瓦当の中に、第一図⁽⁶⁷⁾のような二匹のイヌらしい動物紋が見出される。報告者はこれを「双獾紋」なりと記録している。そう命名した根拠が明らかでないから、⁽⁶⁸⁾充足の資料ではないとしても、闊目し、大きい口をあいて吠えているらしいこの図柄は、この動物紋にこめられた当時の意味を付度させるに足るものがある。おそらく、双獾紋は鬼瓦のその鬼面紋のように、屋舎の内を窺い侵そうとする悪鬼・罔両を威嚇し撃退しようとする願うひとびとの呪術であったと推定されるのである。そうして、それとともに、このような呪的民俗と、西山経・翼望山の譚についての伝承は、

共通の信仰的基盤に育ったものであらうと想像されるのである。

磔犬の習俗(「史記」秦本紀)をはじめ、イヌあるいはそのミニアチアを用いて不祥を払う土俗は、古代中国社会にずいぶん多かった。⁽⁶⁹⁾イヌの尾を馬の胸に懸けて邪気を払い、馬のおびえてあばれるのを防ぎ、あるいは、イヌの牙を同じく辟

邪の目的のために佩服するなどの後世の習俗⁽⁷⁰⁾も同じマジックであった。

イヌやオオカミの皮と同じく、ヒツジ類もまた、辟邪の呪力をもつものとして、これを佩用する習俗があったことが「山海経」にみえている。すなわち、南山経次に、

基山……獸有リ 其ノ状ハ羊ノ如クニシテ九ツノ尾・四ツノ耳アリ 其ノ目ハ背ニ在リ……

とし、さらに、その効用について、

之レヲ佩スレバ畏レズ

と誌されている。その奇妙な動物の名は獐⁽⁷¹⁾とと呼ばれたが、これは「玉篇」などに、ケモノ偏をヒツジ偏に替えて、獐⁽⁷²⁾の文字で収録しているものと同じ動物であるが、さらに、その獐⁽⁷²⁾については、「広雅」釈獸が、呉羊牯、すなわち、江南地方における去勢羊に対する呼び名であるといっている。詳細な考証は省くが、要は、経文に「其ノ状ハ羊ノ如シ」といってはいるものの、基山の獐⁽⁷²⁾は一種のヒツジそのものであった。ただし、四耳・九尾(「集韻」は無尾と誌す)で、しかも記載どおり、背中に目があるとすれば、それははなはだ不可思議で、現実に基山の山辺で草喰むヒツジとは考え難くなるが、しかし、それは誤解ないし誇張が加わったの伝承であった可能性がある。この種のヒツジの目の位置がほかの動物とやや異っており、たとえば、それが邪視の俗信がそうであるように、その特異な目に、ひとびとは威力を感じていたのでなければ、瞥見して脊の部分に目であると錯覚させるような斑紋の類があり、それに辟邪の効力を見出していたのかもしれない。実は、郭璞もすでにそういう疑問を抱いていたらしく、「山海経図讚」に、その不思議な眼について、

眼ハ乃チ脊ニ在リ。之レヲ視レバ則チ奇ナルモ、之レヲ推セバ怪無シ。若シ恐レザラント欲スレバ、厥ノ皮ヲ佩ス可シ。

と述べている。これは背部にある斑毛を望見して眼と見まちがう可能性のあったという後者の仮説と軌を一にする見解で

ある。とにかく、そういう特異な「眼」をもつこのヒツジの毛皮を佩用することによって、悪氣を祓禳せんとする民間習俗が、基山地方の村里に行なわれていたのである。

ヒツジに関する「説文」の字解の中に、

夏クワイヒツジ羊ノ牡ヲ殺ト曰ウ。(四篇上)

とあり、同書の別の項に、殺と似た殺字を解説して、

或イハ説イウ、城郭市里、羊ノ皮ヲ高く懸ク。入ルベカラズシテ而カモ入ラント欲スルモノ有ラバ、暫ク下グ。以ッテ牛馬ヲ驚カスヲ殺ト曰ウ。(三篇下)

と述べている。これをうけて、殺とは咄、すなわち、牛馬を驚き怯えさせる声の意味とする段注の敷衍を非として、朱駿声は、これはその呪力ある羊の皮を懸ける竿のことであるといっている。(「説文通訓定声」)殺字が示偏を伴う文字である点からも、朱の解説の方が適当にみえる。

とにかく、都邑・村里を問わず、ある種のヒツジの皮を高くかかげて、招かざるものの侵入を禳おうとする呪術が、少なくとも漢代にはあったわけで、これらの習俗は、いずれも特定の動物に尋常でない超自然力をみとめ、それにあやかっただけで、邪鬼の蠱害を避けられるものと信じていたひとびとの信仰から生まれたものである。

ヤマイヌ・オオカミ類の毛皮を避邪の目的で用いていた例は、「山海経」の別の篇にも誌されている。それは、西方の天帝山に棲む谿辺という難解なよび名の獣に関する記事であって、これも

……其ノ状ハ狗ノ如シ……其ノ皮ヲ席シケバ蠱セス
といわれた。

西山経次一

山に入るもの——近年の登山家もその例にもれない——が、イヌの皮ヲ臀部につるすのも、その源流は深山幽谷に巢喰

う妖怪・邪鬼を払除せんとする呪術にあったのではないかと考えられるのであるが、さらにいえば、ヤマイヌなどの毛皮は治病にも用いられていたらしいのである。これは疫病が悪霊・疫鬼の仕業によっておこると考えていた時代には、ありうべき治療法である。往年の巨漢横綱・朝潮関が足腰を痛めて大相撲休場の折に、坐臥にヤマイヌの毛皮を敷いたといわれるが、日・中の民間医療の書籍にも、極寒にはオオカミの皮を敷きものとせよと教え、とくに冷痺の人の脚足を包むに特效ありと記している。それが冷えの症状に効くのは、「久しく敷けば、暖まり過ぎて、瘡を生ず」るほどであるからだというのが、かつての通説のようであるが、⁽⁷²⁾ そういう説明は後次的なもので、もともとは、西山経に書かれているような、蠱惑を防ぐ呪力を、その中に認める信仰に淵源したものではなかったかを検討してみる必要がある。

翼望山の謹を用いての民間医療は、後世のそれとその適応症状にちがいがあっても、病いを悪霊・邪鬼の仕業によるものとみた素朴な疾病観に根ざす点においては同じであった。上述のように、西山経によれば、翼望山地方のひとつとは謹の毛皮をもって凶邪を禦ぎ、またそれを身体に佩びて、痺の病いを癒そうとしたのである。郭璞はこの痺は黄痺病のことであるという。痺の音は旦で、疸に通じるからの注解であろう。しかし、「説文」には、この痺とは別に疸の字解があつて、この方が黄病、つまり黄疸を指すのである。痺とは正しくは虚勞、すなわち勞病のこと（「説文」・「爾雅」⁽⁷³⁾ 釈詁）で、余雲岫は、これは特定の疾病の名ではなく、過勞などのため心身の消耗衰弱状態、今日いうところの神経衰弱性反応を指すものとみている。⁽⁷⁴⁾ 精神喪失し、放心虚脱の状態に陥るとき、それを邪霊・疾鬼の仕業と考えたひとつとが、謹の毛皮の一部を患者のからだに帯びさせて、その撃退をはかったのにちがいない。

聾疾の呪薬

旋 亀

「礼記」が、理想の人君たるものの治政として、身体障害で苦しむ人民を、よろしく保護すべしと列挙した不具廢疾者の中に、啞や耳聾に悩むものが含まれている。⁽⁷⁵⁾ただし、「礼記」の内容は、むしろ政治の理想を語ったものにすぎず、実際は、かれら不自由な体の持ち主にさしたる待遇・保証があつたわけではなく、その器に応じた職につかせしめよというにすぎない。現実には聾啞に苦しむ不幸なひとびとが、その不具ゆえに悲しい孤独の日々を送らざるを得なかつたから、それらを患うひとびとは、八方手を尽し、財あるものはその財を散じて、その治癒・回復を願うのは、昔も今に変わらぬ人情であつた。

瘖聾ノ病アル者ハ、家ヲ破ルト雖モ、医ヲ求メ、其ノ費ヲ顧ミズ。(「淮南子」泰族訓)
とは、漢代はじめ頃のそうした人情を語つたものであるが、ただし、当時、果して、啞や耳聾を治すどんな医術が行なわれていたのか。それは詳しく知る術もない。

ところで、漢初よりさらに昔も、中国各地の村里には、聴覚の諸障害に難渋するものが少なくなかつたらしく、それに對して、種々の治療法があつたことが、「山海經」には伝えられている。たとえば、山西省の祁と沁源の県境地方では、陰山の山中に生える形棠という赤い木の実が、耳聾に薬効があるといい、また、陝西省渭水盆地の東南に当る華県の西南地区では、聾疾を患うひとびとが、符禺山の山上にある文莖の木の実を採って、その不自由を癒そうとしていたことを、西山經および中山經が誌している。⁽⁷⁶⁾

ところが、南山經一によれば、怪水・憲翼水の流域地方では、黒い川亀が耳聾の薬物として捕獲されていたという。

柎陽ノ山……怪水ハ焉コヨリ出デテ東流シテ憲翼ノ水ニ注グ 其ノ中ニ予^ク龜多シ 其ノ状ハ龜ノ如クニシテ鳥ノ首・虺ノ尾ナリ 其ノ名ヲ旋龜ト曰ウ 其ノ音ハ木ヲ判クガ如シ 之レヲ佩ビレバ聾セズ 以ッテ底ヲ為ス可シ^{ナホ}

旋の意味するところは不明だが、あとでふれるように、旋龜の名が中山経にもあるから、旋龜は柎陽地区の方言ではなく、ある種の黒い亀に対する呼び名であつたらしい。「抱朴子」に、丘陵に棲む龜（掇龜または陵龜）を身体に佩びて、蝮蛇の害を避ける呪術のあつたことが誌されて⁽⁷⁷⁾おり、唐・宋時代の本草書に、璫璫を佩用すれば、蠱毒から避けられ、妊婦が臨月に、ある種の龜を帯びれば、お産が軽くなると誌されている⁽⁷⁸⁾。こうしたカメの呪的諸用法のあつたことを知れば、それがなぜ聾疾に効くとされたかの詮索の如何にかかわらず、柎陽の村々で、聾には旋龜を佩びよと伝えられてきたのは、それに呪的効能を信じての医療慣行であつたとみとめられるのである。なお、カメが耳疾薬として用いられた後世の薬法に、つぎのような用い方がある。それは聾耳（耳鳴り⁽⁷⁹⁾）に悩む折は、石龜の尾を陰乾にし、その粉末を外耳道に入れよ、また、難聴に苦しむ者は、カメの尿を耳中に滴入すべし、ともに妙効ありとされる⁽⁸⁰⁾。こうしたカメの医療的用法は、おそらく、カメを呪物として佩用する山経時代のそれと、系列を等しくするものかもしれない。

カメを体につける同じような医療呪法は、洛水の北側、河南・新安県地方にも行なわれていたらしい。中山経次七の密山の条に、つぎのような記載がある。

……豪水ハ焉コ（密山）ヨリ出デテ南流シテ洛（水）ニ注グ 其ノ中ニ旋龜多シ 其ノ状ハ鳥ノ首ニシテ鼈ノ尾ナリ 其ノ音ハ木ヲ判クガ如シ

この条文に描写されている旋龜の属性は、上掲の南山経・柎陽山・怪水のそれとほとんど一致する。ただその薬的効用についての記載を欠いているのは、怪水の旋龜の呪的用法と同じであるためであろう。周知の草木鳥獸の属性や、既出と同一の効能については、その重複をさけて省くのが、山経の一つの記述形式であることは別の機会にも⁽⁸²⁾いった。従って、新

安地帯にも、旋亀という名のカメを捕え、聾病を治し、あるいはまた、「底ヲ為ス可ク」、これを佩用する民俗が行なわれ
ていたと推定されるのである。

なお、「底ヲ為ス」とは、「猶オ病イノ愈ル」ことであると郭璞は注している。とすれば、底はおそらく底の譌字であ
ろう。というのは、「爾雅」釈詁に底の字があり、「詩経」小雅・白華の

我ヲ底ワズラワセ俾ム。

同じく何人斯の

我ヲ祗ワズラワセ俾ム。

の底・祗は、ともに毛伝に「病ナリ」とする。「説文」にも、底は

病ノ翅スケテカラザル。

の意、また、「爾雅」の釈文には、孫炎を引いて、滯之病、すなわち、久しきに及ぶ疾病とし、また、

底ハ本 疲ニ作ル。

という。いずれとしても、余雲岫の説くように、これは疾病の専名ではないらしい。⁽⁸³⁾とすれば、カメを瘡疾の病人の寢床
に懸けて、病気の治癒を祈る風習があることを陳蔵器が報告しているが、⁽⁸⁴⁾同様に旋亀は聴覚障害だけではなく、ひろく病
気払いのまじないともされたのであろう。

夢魔の呪薬

鴿鷄の羽毛

「逸周書」王会に、北方の都郭族が中国の朝廷に奇榦鳥を献上したことをのべ、⁽⁸⁵⁾その鳥は

頭ハ雄雞ノ若シ、之レヲ佩ビレバ、人ヲシテ昧サザラシム。

と解説している。その奇餘はつぎに示す「山海經」に誌された鶡鶩のことはなからうかと、朱石曾・小川琢治らはいう。

翼望ノ山……鳥有リ 其ノ状ハ鳥ノ如シ 三首・六尾ニシテ善ク笑ウ 名ヲ鶡鶩ト曰ウ 之レヲ服スレバ人ヲシテ厭ワザラシム 西山經次三

この鳥が頭を三つもつ異形であるという理由で、鶡鶩——そして「逸周書」の奇餘の記述をまったくのフィクションとしてしまうのは適當ではなからう。これらはすでに伝説的な色彩を帯びた存在であることは確かであるとしても、上の伝承は、ある種の鳥の羽毛を佩びれば、悪夢に厭うなされずにすむという俗信の存在を語ったものであると考えられる。

実は「逸周書」の奇餘の鳥を連想させる山鳥が、河南省河南・新安県界の溪谷(86)に棲息していたことを「山海經」が誌している。

廆山……其ノ西ニ谷有リ 名ヲ翟谷ト曰ウ……其ノ中ニ鳥有リ 状ハ山雞ノ如クニシテ長キ尾アリ 赤キコト丹ノ火ノ如クニシテ而カモ青キ喙ナリ 名ヲ鶡鶩ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ呼ブ

之レヲ服スレバ昧サレズ

中山經次六

といわれる。鶡鶩は山谷に棲む羽毛のカラフルな鳥で、その名は美声をあげてさえずるその啼き声に由来した擬声語らしい。⁽⁸⁷⁾ 畢沅が比定しているように、⁽⁸⁸⁾ この鳥が果して鶡鶩であるかどうかは別としても、とにかく、翟谷の鶡鶩は架空の鳥ではあるまい。泰山山麓の邑里では、葦草を頭髮にかざし、あるいは、その実を衣裳に縫いこむなどして、ひとびとが邪気を避け、昧、すなわち、夢魔の責め苦からのがれようとしている。⁽⁸⁹⁾ また、飛鳥・飛虫の羽毛を帯びて、雷を避け、あるいは

は、鳥の羽をつかって安産を祈るまじないが、古代の中国社会に行なわれていた。⁽⁹⁰⁾ 降って、「春秋繁露」に、
鷗ノ羽ハ昧ヲ去ル。(郊語篇)

というのも、禽鳥の羽毛に呪的効能をみとめた民俗を伝える一例で、しかも、それは鵲鴝などのそれと同じく夢魔の払除に用いられたものであった。

河南・新安地方で、鳥羽を、悪鬼による夢中の呻吟除けのために身に帯びたのに対し、同じ河南省の南陽の地⁽⁹¹⁾では、疫病除けのまじないに鳥を用いたと、同じ中山経に誌されている。おそらく、流行病が蔓延するとき、あるいは、春耕に先立つ初春などの節日に、ひとびとは董理山の山中にたち入って、“Ch'ing k'eng, Ch'ing k'eng”とさえずる青い羽毛の鳥を捕えたのであろう。そして、多分、この防疫鳥の羽毛をとり、身体の一部に帯びて、まじないとしたのであろう。

董理ノ山……鳥有リ 昔ノ状ハ鵲ノ如クニシテ青キ身・白キ喙・白キ目・白キ尾ナリ 名ハ青耕 以ッテ疫ヲ禦ク可シ
其ノ鳴クヤ自カラ叫ブナリ
中山経次十一

瘧疾の呪薬

沛 育

南山経次一には、招摇山から源を発して西に流れる麗魯水という川に、育沛が多いと誌されている。ただし、この育沛とは水棲の鳥獸・亀鼈のたぐいか、水草類か、あるいはまた、玉石の一種か、さすが博識の郭璞も未詳とするのみであり、郝疏も全く沈黙しており、その実体は皆目わからないが、南山経はその効用にふれ、これを探って、

佩スレバ瘧疾無シ

とのべており、同水の流域地方では、これを防疾のまじないとして重用していたことがしられる。

ところで、**瘕疾**とは「女ノ病」(「説文」)、すなわち、婦人科系の疾病である。⁽⁹²⁾ 余雲岫は「素問」骨空論篇第六の**女子帯下瘕聚**

「靈枢」水脹第五七の

石瘕ハ胞中ニ生ジ、寒氣ハ子門ニ客ドリ、子門ヲ閉塞シ、……状ハ子ヲ懷ケルガ如シ。月ノ事ハ時ヲ以ッテ下ラズ。皆ナ女子ニ生ズ。

の文をひくなどして、**瘕**の病氣をもって、婦人病、今日の子宮腫瘤を指すものと推定している。⁽⁹³⁾ しかし、さらに余雲岫は、**瘕**とは女性器に生じる腫瘤の意味から引申して、男女の性別を問わず、腹中に結塊の生じる病状全般を指すとも説いている。⁽⁹⁴⁾ 郭璞が、

瘕ハ蟲病ナリ。

と注解しているが、これは余雲岫の説く後者の解釈に近い。

回虫が湧き、そのために腹中に結塊の生じたような吐気・煩悶などの症状を呈する患者を治療した臨床例が、「史記」扁鵲倉公列伝に収録されている。「竜魚河図」に、

犬狗魚鳥、孰(熟)サズシテ之レヲ食エバ、**瘕痛**ヲ成ス。⁽⁹⁵⁾

とあるように、腹中に虫の湧くのは、主として生肉を食べる結果である。回虫についての医学知識は少なくとも漢初には、かなりひろくいきわたっていたらしい。⁽⁹⁶⁾ 漢の河間王(恵王?)が患った**瘕**の病氣も、このような原因の疾患であった。このとき王は、玄俗が調剤した丸薬を買い求めて、これを服飲すると、たちまち、蛇のような回虫十数匹がくだって、病いも癒えている。⁽⁹⁷⁾ 漢初の名医・倉公の診察した臨淄汜里にすむ薄吾という名の一女性の重病も、寄生虫による疾患であった。蟯虫のため腹がふくれて、瀕死の彼女に、倉公が芫華を一服のませると、みるみる蟯虫が五〜六升もくだってでたと

いう。(98)

こうした医学知識が、すでに先秦の世にもあったのかもしれない。しかし、「山海経」によれば、さきにふれたように、麗譬流域の村々では、瘦の病気の予防ないし治療のために、水辺に沛育を採って、これを腰などに佩びたのであった。それは子宝を願う婦人たちの民俗であったのか、忌ましい寄生虫が体内に巢喰うことを怖れるひとびとのまじりであったのかは、しるすべもないが、殺虫・下剤の薬物を盛って、患者に与えた漢代の医師のそれとは異なって、ここでは、沛育の呪力によって悪疾を避けようとする呪術的医俗が行なわれていたのである。

註

(60) 郝懿行「山海経箋疏」

(61) 「説文」に、謹、諱也。という。「礼記」に、鼓鞀之聲、

謹。(楽記)「荀子」に、百姓謹致。(疆国)など、用例多し。

(62) 「太平御覧」卷九一三に引く翼望山の項の記事は、経文と

ほぼ同文であるが、

……名謹謹……是可以御凶

とあり、同じく卷九一三の引用文は、

翠望之山亦作王翠山有獸状如狸一目二尾名曰原 音(其力?)

音奪衆声言能作百種声可以禦凶也

とある。上掲の謹の郭璞注に、

音歛或作原。

という。謹・謹と原とは、もともと同一の存在であろう。

(63) 李時珍「本草綱目」卷五一 獾の項を参照。

(64) 「太平御覧」卷九一三の文は、つぎのとおり。

陰山 濁谷之水出焉 有狩状如狸 或作狗 白首 名曰天狗 可
以禦凶

(65) 「太平御覧」卷五一 獾の項に、

……形如家狗而脚短

という描写がある。

(66) (63)に同じ。

(67) 陝西省博物館編「秦漢瓦当」(北京・文物出版社 一九六

五年)第五図

(68) 「秦漢瓦当」(67)参照)の第五図に、

「秦漢瓦当文字」をみよと注記しているが、同書は未見のため、委細不明。

(69) 凌純声「古代中国及太平洋区的犬祭」(中央研究院「民族学

研究所集刊 第三期 一九五七年 台湾)所収に事例が多い。

(70) 「神農本草経」卷下 狼牙の項

「飲膳正要」(「本草綱目」卷五一 狼の項による)

(71) 郭注に、
池一作陔。

とある。なお、「山海經箋疏」の郝の注解を参照せよ。

(72) 梅村甚太郎「東邦薬用動物誌」十四頁

(73) 「説文」尸部に、

痺、劳病也。

「爾雅」釈註に、

痺、劳也。

「詩経」大雅・板に、

下民卒痺

毛伝は、痺、病也。

という。心身の消衰の様をいうか。

(74) 余雲岫「前掲書」十七、十八頁

(75) 瘠・聾・跛・躄・断者・朱儒・百工各以其器食之。「礼記」

王制)

(76) 陰山……其中多形棠 其葉如榆葉而方 其実如赤菽 食之

已聾

中山経次一

符禺之山……其上有木 名曰文莖 其実如棗 以可已聾

西山経次一

(77) 撰亀尾「主治」佩之辟蛇抱朴子 「本草綱目」卷四十五によ

る。

(78) 唐・陳藏器の「本草拾遺」に、

鸚鵡……婦人難産、臨月佩之。

宋・蘇頌の「図経本草」に、

璫瑁……生佩之辟蠱毒。

(79) 「集韻」に

聾 聾聾、耳垢也。

という。耳垢の固詰のための難聴の意かとも解釈されるが、同

書に、

聾一曰耳聾。

という。これによった。

(80) 「救民要薬」・「秘録」(ともに梅村甚太郎「前掲書」二七六

頁による) および「本草拾遺」(「本草綱目」卷四五 亀の項に

よる。

(81) 畢沅は郭注の今滎陽密県亦有密山、を疑非也。とし、「水

経注」に、

洛水東逕九曲南……又東与豪水会、水出新安県密山、南流歴

九曲東而南流入于洛。

とあるのを引き、密山を新安県内の山名とするによる。

(82) 本稿第一節(「史学」四二卷四号)・拙稿「中国古代の懷妊

呪術その他——「山海経」の民俗学的研究——」(泰山文物社

「中国学誌」第七本に掲載予定)

(83) 余雲岫「前掲書」

底・底はもちろん、底の音通仮借文字である。なお、底は底

にも通じる。底は皮の厚きさま(「広韻」)。従って「底ヲ為ス」

とは、手足などに生じる胼胝 Tylosis を癒すことでないかと

いう。確証はないが、ここでは、伝統的解釈と、後文にみえる「本草拾遺」が記載する治病呪術から、底の疾病説をとった。

(84) 陳蔵器「本草拾遺」

瘡龜……老瘡発作無時、……懸於病人臥処。

(85) 原文は

都郭生生 欺羽生生若黄狗、人面能言。奇幹善芳、善芳者頭若雄雞、佩之、令人不昧。

孔・王・何の三氏は都郭と奇幹を種族名と解しているのに対し、朱石曾は奇幹と善芳を同格とし、奇幹は奇餘鳥の意であろうとし、「逸周書集訓校釈」小川琢治は、原文に譌字衍文があるための誤解であるとし、つぎのように本文の訂正すべきことを提示した。「支那歴史地理研究続集」東京・弘文堂 昭和四年 七九頁

都郭狴狴鵠鵠、狴狴若黄狗、人面能言。鵠鵠善笑、頭若雄雞、佩之、令人不昧。

ここでは、これに従った。

(86) 山当在河南河南渠西。隋地理志新安有魏山、有孝水、魏麤音同也。新安与河南接壤。(畢沅「山海經新校正」)

(87) 「其鳴自呼」とは擬声語の意味である。これについては、拙稿「山川の神々——(二)「山海經」の研究」(「史学」四二卷三号)をみよ。

(88) 「山海經新校正」廬山の条

(89) 拙稿「古代中国の民間医療(一)」第一節 植物的呪薬の夢魔

古代中国の民間医療

の呪薬の項(「史学」四二卷四号)

(90) 踰次之山……有鳥焉……曰橐蜚……服之不畏雷

西山経次一

蠱斯の羽根を懷妊、または安産のための呪物として佩びる習俗については、拙稿「中国古代の懷妊呪術その他——「山海經」の民俗学的研究——」参照のこと。

(91) 畢沅によれば、中山経次十一に含まれる四十八の山岳は、すべて河南陝州南陽府所。

(92) 「玉篇」に、瘕を久病、畢沅・郝懿行とともに、「山海經新校正」・「山海經箋疏」に注疏して、「久病」としているが、久病の久、蓋女之壞字。

とみる余雲岫の見解は妥当であろう。(余「前掲書」(一三〇頁)

(93) 余雲岫「前掲書」一二九、三〇頁

(94) 余雲岫「前掲書」一三〇頁

(95) 「史記」扁鵲倉公列伝の正義に引く。

(96) たとえば、「史記」倉公伝に、斉の丞相の舎人に使える奴僕は、飲食が喉を通らず、やがて血を泄らして死ぬが、この病氣を、名医の倉公が脾の氣を損じた不治の病いと診断したのに対し、当時の多くの医者は、「以為大虫」、すなわち、蛔虫による疾患であるとみだてている。

(97) 劉向「列仙伝」卷下

(98) 「史記」倉公伝。なお、荒華については後述。

(四二五)

三一

疾病の原因を死霊・精霊など超自然的存在の体内侵入、ないしはそれらの仕業とみる疾病観は、未開社会や古代世界にほとんど普遍的にみとめられる。中国の先秦時代においても同様で、そのような宗教的な疾病観念がひろくゆきわたっていた。殷の武丁の耳の疾病の原因は、彼の祖父の弟に当る南庚の死霊にあつたといわれる⁽⁹⁹⁾。降⁽¹⁰⁰⁾って、春秋の世にあつても、ひとびとは疾病を疫鬼・厄病神の仕業と信じていたことは、すでにのべたとおりである。疾病の原因について、このような animistic な観念を抱いている社会では、病気の処置や治療、あるいはその予防のために、そうした眼にみえざる存在からの干渉・影響を断ち、それを体内から追いつかう方法がとり行なわれている。こうした呪術的療法としては、針鍼・燻蒸・按摩や呪文吟唱など⁽¹⁰¹⁾があつたが、呪物をからだにつけることもまた、



第二図 海南島倭族の医療

呪術の一つの有力な方法であつた。

「山海経」⁽¹⁰²⁾山経五篇は、中国各地で行なわれていた約二十数条のこうした呪術的医療習俗を収録している。「山海経」によれば、その際に用いられ

る「呪薬」は、草木のそれと動物のそのの二類に大別される。それらが医療上の呪物とされる事由については、「山海経」は直接言及しておらず、委細不明であるが、たとえば、あるものはそれが放つ芳香により、あるものは百声を奪うばかりのその咆哮によるものであつたためらしい。そして、それらの呪物の用い方にもさまざま方法があつたらしいが、おおむね、服と佩、すなわち、衣裳に縫いつけるなどして、肌近くつけるやり方と、体に吊りさげる方法とに二分される。具体的に、それら呪物を、あたかも朱萸の房を頭にかざすように、頭髮にさしもし、また、艾草を「要^{コシ}ニ盈^ミツ」るように、腰部

に吊りさげもしたであろう。第二図は、金関丈夫博士の教示・提供による海南島俵族の医療習俗の一資料である。これは一九四二年五月、同島・重合盆地での同博士のスケッチで、俵族は胸と脊の痛むとき、ブハラー Buhalah とよぶ植物の葉を、図のごとくに腹および脊中に布帯でつけるといふ。これはまさに、「山海経」のいう「服」のやり方であろう。山経ののべている呪的植物や動物性呪薬を「服スル」ということの中には、俵族のこのような方法をも含んでいたのかもしれない。

いずれにしても、山経の誌すこのような古代中国の医療習俗は、きわめて呪術的であり、しかも、それぞれ地方色をもつて各地に行なわれていたことが推察される。「山海経」の収録するこのような民間医療は、中国医学のもっとも初期的な姿の一面を伝えるものであった。(未完)

註

- (99) 胡厚宣「殷人疾病考」〔甲骨学商史論叢〕一九四四年所収)
- (100) 拙稿「山川の神々(三)——『山海経』の研究——」第三節疫癘の神〔史学〕四二卷二号)
- (101) Sigerist, H. E. "A history of medicine. Vol. I. primitive and archaic medicine." (1951) p. 191 ff.
- (102) 本稿第一節・第二節にあげたもののほかに、懐妊・墮胎・避妊の目的で、動物性呪物を佩帯する例が数例ある。拙稿「中国古代の懐妊呪術その他——『山海経』の民俗学的研究——」を参照せよ。